

出席停止における疾病通知について

・検査キットにて陽性を確認し、療養している場合：**書類2**を保護者で記入し提出してください。

御多忙中誠に恐縮ですが、下記に御記入の上、生徒にお渡しくださいますようお願い致します。

疾 病 通 知 書			
鹿児島県立武岡台高等学校		年	組 番 氏名
診断名			
療養必要期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 () 日間		
備考			
上記のとおり通知します。			
令和 年 月 日 医療機関名 医 師 名 印			

【担任記入欄】

上記届を確認しました。 担任 印

※担任は、療養期間を確認の上、保健室まで提出してください。

別紙

学 校 感 染 症 と そ の 出 席 停 止 期 間 に つ い て

	種類	出席停止の期間の基準	
第 1 種	エボラ出血熱	感染源となりうる期間は原則入院 治癒するまで出席停止	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)		
	痘そう		
	南米出血熱		
	鳥インフルエンザ (H5N1)		
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化 (かさぶた) するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から、世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。)	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その 他 の 感 染 症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患例	
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身がよければ登校可能、長くても初診日と翌日を出席停止にすればよい
		ウイルス性肝炎	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B、C型肝炎の無症状病原体保有者は登校可能。
		伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力はほとんどなく登校可能。
		手足口病	発熱期や口腔内の水疱、潰瘍のため摂食できない期間は出席停止となるが、症状の安定した者は登校可能。
		ヘルパンギーナ	手足口病に準ずる
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い者は登校可能。
流行性嘔吐下痢症		下痢・嘔吐症状の回復後、全身状態が良い者は登校可能。	
通常出席停止の措置が必要ないと考えられる疾患例			
アタマジラミ			
水いぼ (伝染性軟疣)			
伝染性濃痂疹 (とびひ)			

※出席停止基準については、学校医その他の医師の判断による。